★CPE協議会からの重要なお知らせ★

継続的専門研修制度協議会

2018年度より<u>「法定監査業務に従事する会員に該当するか」</u>の 報告が必要になりました

2018年4月13日の理事会において継続的専門研修制度に関する細則の一部変更が承認され、「法定監査業務に従事する会員に該当するか否か」を継続的専門研修制度協議会に報告していただくこととなりました(報告期限:当該事業年度終了後の4月15日まで)。

なお、報告がない場合は、法定監査業務に従事する会員に該当するとみなされます。

(注) 当該事業年度中に少しでも法定監査業務(審理業務及び委託審査業務を含む)に従事した場合は、従事する会員に該当します。

年度の途中で業務従事状況が変わった場合は、修正のため再度報告してください。

CPEの研修免除申請をされる会員は、当報告は不要です。

法定監査業務に従事すると回答された会員及び報告がなく法定監査業務に従事する会員に該当するとみなされる会員は、<u>研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」6単位(うち2単位以上は、不正事例研究に該当する研修とする)の履修及び申告が必須</u>となり、前記単位を取得できなかった場合は、CPE義務不履行となり措置の対象となります。

また、本変更は、2018年4月1日以後開始する事業年度について適用されます。

報告の方法は単位申告の方法により異なります。

- ・電子申告会員……CPEオンラインからご回答いただけます。
- ・FAX申告会員……履修結果通知書と同封して回答用紙を送付済みです。

(期中履修結果報告書(1月発送予定)に同封予定)

● 継続的専門研修制度に関する細則(抄)(2018年4月13日改正)

(法定監査業務従事者に係る特例)

- 第22条 当該事業年度の全部又は一部の期間において法定監査業務に従事する会員の必須単位数は、前条の研修科目に加えCPE協議会が指定する監査の品質及び不正リスク対応に関する研修科目について、1事業年度につき6単位(CPE協議会が指定する不正事例に関する研修科目を2単位以上含む。)とする。
- 2 CPE協議会は、毎事業年度、会員から前項に規定する会員に該当するか否かについて報告を徴するものとする。この場合において、前項に規定する会員に該当しない旨の報告をした会員以外の会員は、前項に規定する会員とする。

【問合せ先】研修グループ Tel:03-3515-1126 / E-mail:kenshuu@sec.jicpa.or